

兵高教組 2024年10月17日  
人労速報 No.3  
調査情報17号

兵庫県高等学校教職員組合調査部  
TEL : 078-341-6745 FAX : 078-351-3185  
URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>  
mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

2024年度 兵庫県人事委員会勧告

# 「月例給平均 3.0 %、一時金0.1月 UP」 「未配置、深刻度を増す」「超勤、重要かつ喫緊の課題」

国人勧とは異なり、扶養手当の引き下げ勧告無し

10月16日、兵庫県人事委員会は「職員の給与等に関する報告及び勧告」を県議会議長ならびに副知事宛に発しました。春闘の賃上げ率 5.33 %（定昇込み）、最低賃金引き上げ目安額 50 円 (5.0 %)との差は歴然としていますが、配偶者への扶養手当削減には触れないなど、今後の県教委交渉に効果のある勧告です。

## 勧告・報告と組合が交渉で確認した内容

### 賃金改定

- 公務が民間を 10,717 円 (2.78%) 下回る
- 月例給 平均3.0%UP  
初任給を引き上げ若年層に重点特別給 4.50 月→4.60 月に
- 再任用職員 2.35 月→2.40 月に
- 改定の実施時期 令和6年4月1日

### ○再任用の賃金

- 教育職の再任用=退職前と同一の職務
- モデル給料表作成を他府県と共に全国人事委員会連合会に強く働きかける。

### ○常勤講師の賃金

- 正規教員と同じように、授業や部活、保護者対応を行っている事は認識。  
他府県の先進的事例も県教委に伝える。

### ○非常勤講師の単価

- 給料や任用は、他の会計年度任用職員とは異なる状況により様々な点で課題。  
他府県の先進的事例も県教委に伝える。

### 諸手当

#### ○扶養手当…引き下げ勧告無し

- 国及び他の都道府県の改定状況、民間及び本県の状況を考慮し適切な措置を

### ○寒冷地手当

- 月額を引上げること
- 気象データで支給地域改定(引下げ地域もあるかも)

### ○通勤手当

- 改定を行なう必要がある
- 新幹線および高速道路等の料金を含む支給限度額の範囲内で全額支給

## 超勤解消のための施策なくして未配置は解消しない！

### ○単身赴任手当

- 任用（新採用）時から支給

### ○異動保障

- 国と同様に期間を 1 年延長地域手当の高い方の支給で 3 年に延長

### ○再任用の手当

- 地域手当の異動保障、住居手当及び寒冷地手当等を支給

### ○地域手当

- 平成 19 年、本委員会が調査研究結果を報告し、労使間で協議された結果、国とは異なる支給割合

「平成 27 年、この経緯を踏まえた本委員会の報告勧告により、現在の本県における地域手当が設定」

- 国および他の都道府県の状況、本県の実情を考慮して措置を（勧告）  
※本県の実情とは、地域の一体性を考慮する事情及び現在の地域手当の措置の状況及びそれに至る経緯



☆地域手当UPについて交渉団から確認

Q 交渉で「当委員会の勧告報告を踏まえて労使協議の結果、国と異なる措置となることはあり得る」と回答があるが、その認識でよいのか。

A (人事委員会) 「それで結構です。」

### 未配置・超勤解消

#### ○教職員未配置

- 多忙化の一因、深刻度を増している
- 先読み加配の制度拡充など他の先進事例も踏まえつつ人材確保策と報告

#### ○超勤解消

- 重要かつ喫緊の課題
- 業務量削減に向けた実効性ある取組を強力に推進する必要があると報告

### ~従来と異なる「ハラスメント」勧告~

人事院も全国の人事委員会も勧告でハラスメント根絶を必ず言及していますが、今回の兵庫県の勧告は少し従来と異なっています。

☆「知事副知事をはじめ組織の長は就任にあたり、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、公益通報者保護法及び個人情報保護法に関する研修を受講するなどして、法の主旨や責務を改めて認識することが重要」

☆「管理職等は、自身の言動を顧みて、職場でハラスメントが行われていないか、十分に注視し、職員が相談しやすい環境整備をいっそく進める必要がある」

### ○介助員「病休の有給化」「雇用継続」…県教委に伝える

## 勧告を要求実現の軸に

高教組 中村委員長

勧告には、私たちへの励ましや共通の認識を確認できた部分もあり、それを軸に少しでも要求を実現できるよう取り組んでいきたい。

### 要求実現へ 県教委との交渉の今後

#### 第1弾 全教職員署名

交渉に参加でない全教職員の思いが届けられます（現在進行中）

#### 第2弾 高教組専門部交渉

組合員なら誰でも県教委に直接要求を告げることができます

#### 第3弾 高教組本体交渉

全県組合員の代表が交渉します